

## 周波数等の一括表示記号Q&amp;A

**Q** 周波数等※の一括表示記号の範囲内であれば、無線設備の変更などに関する手続をせずに、アマチュア局を運用できますか？

**A** 無線設備の変更などに関する申請(届出)や無線局の検査など、無線設備・工事設計書に関する手続は、引き続き必要です。周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の記載上の簡素合理化を行うものであり、実際には、工事設計書に記載された無線設備が発射可能な周波数等以外は、使用できません。

※周波数等とは、「電波の型式、周波数及び空中線電力」のことです。

**Q** アマチュア局を開設・運用しているところに、新たに購入した適合表示無線設備※を使用したい場合は、どうすればいいですか？

**A** 総合通信局等に変更の「届出」をお願いします。法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」が総合通信局等に到達する前に、使用することはできません。▶周波数等の一括表示記号が導入されたことで、適合表示無線設備の取替、増設、撤去は、「届出」となりました。なお、改造などの変更をする場合は、変更申請等が必要となります。 ※技術基準適合証明等を受けた無線設備

**Q** 工事設計書も周波数等の一括表示記号を使用して記載できますか？

**A** 工事設計書の記載には、周波数等の一括表示記号は使用できません。周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の記載を簡素化するものです。▶なお、周波数等の一括表示記号が導入されたことで、無線局事項書の周波数等の記載がチェック欄のみとなり、大幅に簡素化されました。

**Q** 周波数等の一括表示記号を使用しない免許等を受けることはできますか？

**A** できません。アマチュア局※は、周波数等の一括表示記号により免許等します。また、その範囲を超える免許等もできません。周波数等の一括表示記号は、アマチュア局として周波数等の割当てが可能な全範囲となっています。▶アマチュア局は、多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に、周波数等の一括表示記号の見直しを行っていくこととしております。▶施行日に、お手元の無線局免許状等に記載された周波数等は、法令により周波数等の一括表示記号に読み替えが行われております。

※人工衛星等のアマチュア局を除きます。

## すべてのアマチュア局で交信体験できます

免許人の監督と責任で7つのルールに従って無資格者に交信体験ができます。詳しくは、電波利用ホームページを御確認ください。

## アマチュア無線は仕事に使えません

～免許をもっていても 電波法違反です～

アマチュア無線を仕事に使用すると、電波法違反となります(1年以下の懲役または100万円以下の罰金。会社やその代表者にも罰則があります)。仕事で無線を使う場合は、簡易無線(登録局)、特定小電力無線、IP無線、トランシーバアプリ等を御検討ください。

## お問い合わせ先

区分及び管轄区域	電話番号
北海道総合通信局(陸上課)	(011)709-2311 (内)4655
管轄区域:北海道	
東北総合通信局(陸上課)	(022)221-0688
管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東総合通信局(陸上第三課)	(03)6238-1937
管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	
信越総合通信局(無線通信課)	(026)234-9988
管轄区域:新潟、長野	
北陸総合通信局(無線通信課)	(076)233-4481
管轄区域:富山、石川、福井	
東海総合通信局(陸上課)	(052)971-9622
管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重	
近畿総合通信局(陸上第三課)	(06)6942-8564
管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国総合通信局(陸上課)	(082)222-3369
管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国総合通信局(無線通信課)	(089)936-5034
管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知	
九州総合通信局(陸上課)	(096)326-7865
管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄総合通信事務所(無線通信課)	(098)865-2315
管轄区域:沖縄	
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	(03)5253-5895

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ  
<https://www.tele.soumu.go.jp/>



電波利用

検索

2023.6

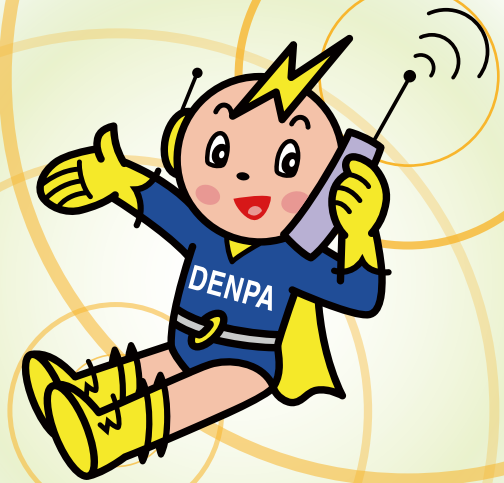


総務省総合通信基盤局

無線局免許状等に記載される

## 周波数等の一括表示記号

令和5年(2023年)9月25日スタート



アマチュア局を運用する前に必ず御確認ください

周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄に記載されている記号です。

無線局免許状等の記載内容として、記号ごとに、その内容が法令により定められておりますので、必ず記号の内容を確認してから、アマチュア局を運用してください。

# アマチュア局の周波数等の一括表示記号

※周波数等とは、「電波の型式、周波数及び空中線電力」のことです。

指定周波数	電波の型式	周波数等の一括表示記号								附 款
		1AF	1AM	2AF	2AM	3AF	3AM	4AF	4AM	
		移動しない	移動する	移動しない	移動する	移動しない	移動する	移動しない	移動する	
空中線電力										
136.75kHz	全ての電波の型式 4AF、4AMは、モールス符号によるものを除く。	200W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1、2、3
475.5kHz		200W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1、3、9、10
1,910kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1(1.825kHzから1.875kHzまでに限る。)
3,537.5kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1(3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。)
3,798kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
7,100kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
10,125kHz		1,000W	50W	200W	50W	×	×	×	×	
14,175kHz		1,000W	50W	200W	50W	×	×	×	×	
18,118kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	×	×	
21,225kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
24,940kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
28.85MHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
52MHz		500W	50W	200W	50W	50W	50W	20W	20W	別記4(1AFに限る。)
145MHz		50W	50W	50W	50W	50W	50W	20W	20W	別記5
435MHz		50W	50W	50W	50W	50W	50W	20W	20W	別記5
1,280MHz		10W	1W	10W	1W	10W	1W	10W	1W	別記1、5、6、15(1AM、2AM、3AM及び4AMに限る。)
2,425MHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1、7、8、11
5,750MHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1、8、11、12
10.125GHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1
10.475GHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記8、12
24.025GHz	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記11、12、13	
47.1GHz	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	別記12、13	
77.75GHz	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W		
135GHz	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W		
249GHz	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W		
4,630kHz	A1A	1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	×	×	別記14(1AF、1AM、2AF、2AM、3AF及び3AMに限る。)

- 附款(別記)も含めて、無線局免許状等の記載事項となります。附款(別記)も、必ず御確認ください。
- 「×」印は使用不可です。また、無線局の運用に当たっては、空中線電力は通信を行うため必要最小のものとしてください。
- 別記2及び別記10については、附款(別記)について、申請の審査等にあたり、必要に応じて総合通信局等が、計算書、建物の有無の状況や了解を証明する書類等を求めることがあります。書類の提出等を求められた場合は、御対応をお願いします。また、附款(別記)に適合しない無線局の運用をした場合は、電波法違反となる場合があります。

## 補足

- 周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄に記載されている記号です。無線局免許状等の記載内容として、記号ごとに、その内容が法令※で定められておりますので、必ず記号の内容を確認してから、アマチュア局を運用してください。
- ※「アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件」(令和5年総務省告示第77号)
- アマチュア業務の中継用無線局については、電波利用ホームページを御確認ください。また、人工衛星等のアマチュア局には、周波数等の一括表示記号は使用されません。

**別記1** この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

**2** この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

**3** この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。

**4** **[1AFに限る]** 50MHzを超え51.5MHz以下の周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限り、1,000W以下の空中線電力とすることができる。

**5** 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF	500W	2AF	200W	1AM、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W
-----	------	-----	------	-----------------	-----	---------	-----

**6** 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。

**7** 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限り、

**8** 月面反射通信を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF	300W	2AF	200W	1AM、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W
-----	------	-----	------	-----------------	-----	---------	-----

**9** この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

**10** この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

**11** この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

**12** 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

**13** 月面反射通信を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF、1AM、2AF、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W
-------------------------	-----	---------	-----

**14** **[1AF、1AM、2AF、2AM、3AF及び3AMに限る]** この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

**15** **[1AM、2AM、3AM及び4AMに限る]** この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。